

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における児童の健康管理について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、保護者の皆様にはお子さんの健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。児童の健康管理につきましては、市の教育委員会の指示に基づき、ご家庭における毎朝の健康観察(検温等)、登校時の健康チェック表の提出などをお願いしているところですが、昨今の感染の急拡大の状況を踏まえ、引き続き、次の事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

- 手洗いや咳エチケット、マスクの着用などの基本的な感染症対策をお願いします。
- 必ず登校前に児童の健康状態(発熱、咳などが無いこと)を確認してから「健康チェック表」を持たせて登校させてください。※毎日(休日含む)の健康チェック表への朝の体温と風邪の症状の有無のご記入をお願いします。
- 児童が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合、または陽性者の濃厚接触者となった場合、またPCR検査を受検することになった場合には、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡いただきますようお願いいたします。
- 児童に発熱や咳等の風邪の症状が見られる場合や同居の家族の方に未受診の発熱等の風邪の症状が見られる場合には、登校を控え、自宅で休養していただきますようご協力をお願いします。
- 児童の同居の家族が濃厚接触者等に特定され、無症状の場合は、児童の登校を控えていただく必要はありません。登校について不安がある場合は、学校へご相談ください。
- 新型コロナワクチンの接種のために学校を欠席しなければならない場合には、学校へご連絡ください。また、副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養していただきますようお願いいたします。
※欠席についてご心配のことがありましたら、学校へご相談ください。
- ご家族に陽性が判明した場合は、同居しているご家族が濃厚接触者となる可能性が高いことから、保健所からの連絡がなくとも、ご家庭での判断において登校を控え、自宅で休養していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【マスクの着用について】

学校教育活動においてはマスクの着用をお願いしていますが、次の場合は、着用する必要がありません。

特に、体育の授業や運動を行う場合や登下校時等については熱中症のリスクが高いことから、できるだけ人と十分な距離を保ち、近距離での会話を控える等の感染防止対策を確保した上でマスクを外すよう指導してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 体育の授業や運動を行う場合

※ただし、次の場合はマスクを着用します

- ・身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができる場合や熱中症になるリスクがない場合
- ・用具の準備や片付けなど運動を行っていない場合
- ・児童がマスクの着用を希望する場合(熱中症等の健康被害が発生するおそれがある時は声をかけ相談します。)

(2) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合

(3) 夏季における登下校時

(4) 十分な身体的距離が確保できる場合

【熱中症対策について】

9月以降も水分補給のため、水筒を持たせてください。水筒の中身は、当面の間、お茶や水だけでなく、スポーツドリンクも可とします。学校では、児童が水分補給するよう声をかけたり、時間を設けたりします。

★何かご不明な点やご心配なことなどありましたら、学校までご連絡ください。